7　名古屋市の主な公害問題

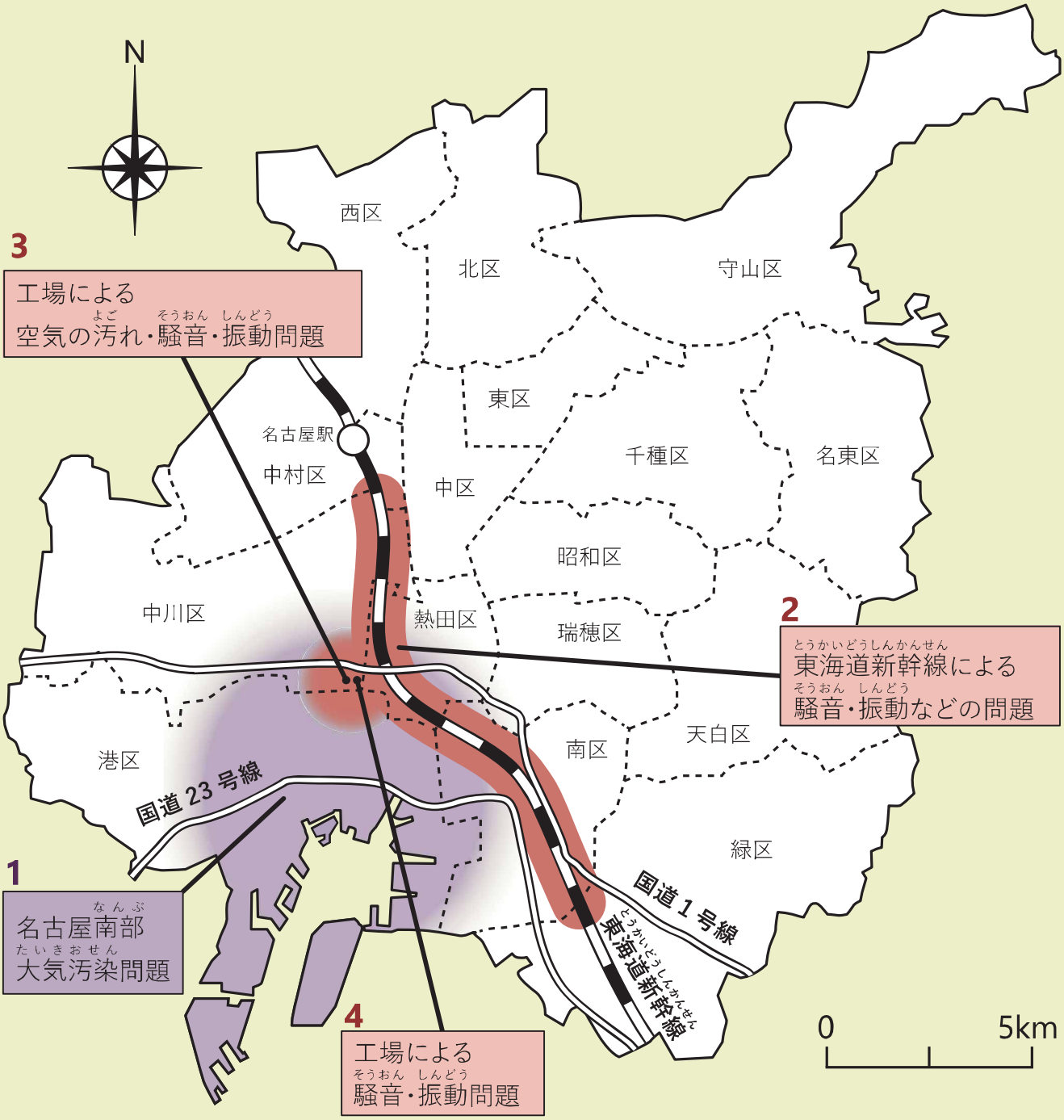

メモ



名古屋市内の主な公害問題

（１） 名古屋南部大気汚染問題

港区、南区はじめ名古屋市南部において、臨海工業地域としての発展と、国道23号の開通にともない、空気の汚れや、騒音・振動による健康被害が発生しました。

年代	ことがら
1960年代前半	名古屋南部臨海工業地域として発展。 空気の汚れが大変ひどく、南区柴田地区でぜんそくが多く発生。
1972年 （昭和47年）	四日市と名古屋を結ぶ国道23号が全線開通。 自動車の交通量が増加し、騒音・振動・排出ガスによる健康被害が増加。
1989年 （平成元年）	名古屋南部地域の公害病認定患者が、工業地域の工場からの煙、国道1号・23号等の幹線道路からの自動車排出ガスに対して、1978年（昭和53年）以前の環境基準をこえる排出ガスを出さないことと、損害賠償を求める裁判を起こす。
2001年～ （平成13年～）	和解が成立。 国道23号沿いの防音壁の整備、伊勢湾岸自動車道へのう回などの対策に着手。
2014年～ （平成26年～）	「国道23号通行ルール（名古屋南部地域）」※を定めて、協力を呼びかけ。 ※「国道23号通行ルール」: 国道23号の最も歩道寄りの車線を「環境レーン」とし、大型車に中央寄りの車線の走行をお願いするルール。



1989年3月31日　訴訟提起※
（「南区公害患者と家族の会35年の歩み」から引用）

※訴訟提起：裁判を起こすこと



排ガスなお街にまん延

「和解の道も探る」

差し止め 司法の流れに
経済性から環境優先に転換

名古屋南部公害訴訟の争点

	原告側	企業側	国側	判決
大気汚染の状況	全国有数の高濃度汚染。原因は明らかに工場と道路。排ガス物質は今も高濃度	企業や道路、家庭など多様な排出要素がある都市型汚染。汚染源の特定は困難	二酸化窒素濃度は、ほぼ環境基準を満たす。同地域の排ガス問題は重大でない	SO_2中心の大気汚染。国道23号沿道のSPM濃度は1日平均0.85%^{2}
健康被害との因果関係	被害実態調査や投学調査の結果、動物実験の成果から因果関係は十分認められる	原告らが発病した呼吸器疾患はアレルギーや喫煙による。大気汚染は関係ない	原告が受けている汚染物質のうち、排ガスからの割合は無視できるほど小さい	SO_2単体の大気汚染と自動車排ガスが沿道住民の喘息を発症、増悪させた
被告の責任	企業と国は住民の健康被害を予測、認識しながら、必要な調査や対策を怠った	各企業は各種対策を実行し汚染物質を減らしてきた。企業間の関連共同性はない	排ガスを出しているのは、不特定多数による自動車の走行。管理者に責任はない	企業は立地、操業継続上の過失。国は公害防止のための沿道対策が十分ではない
排出差し止め	今後の大気汚染を防止するためには、環境基準値以下への排出規制が不可欠だ	企業のすべきことが具体的になっておらず訴えは不適法。大気環境は改善された	国の道路管理は道路自体に対して行うもので、自動車運行に関するものではない	国はSPM^{2}1日平均1立方^{2}で0.15%^{2}を超える排出をしてはならない

（毎日新聞　2000年11月27日）

（２） 東海道新幹線による騒音・振動などの問題

熱田区・中川区・南区の約７キロメートルの区間で、東海道新幹線の開通に伴う騒音・振動のほか、高架のせいでテレビが見えなくなる、太陽の光が入らなくなるなどの被害が発生しました。

年代	ことがら
1964 年 （昭和 39 年）	東海道新幹線が東京・新大阪間で開通。
1974 年 （昭和 49 年）	沿線の住民が、国鉄（現在の JR 東海）を相手に、騒音・振動の被害の解消と損害賠償を求める裁判を起こす。
1986 年～ （昭和 61 年～）	和解が成立。 新幹線車両の改善や防音壁の設置等の騒音対策に着手。 沿線の住宅の移転、防音・防振工事への助成等の対策に着手。

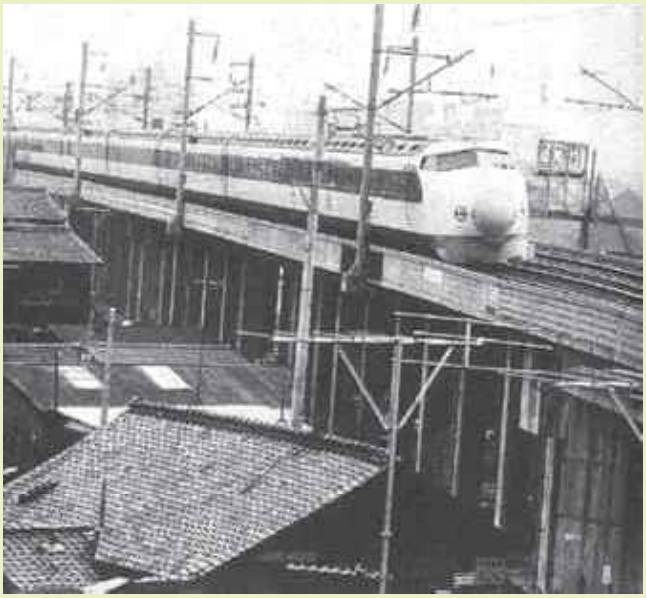

市内の住宅密集地を走る東海道新幹線
（「静かさを返せ！－物語・新幹線公害訴訟」
名古屋新幹線公害訴訟弁護団著　より引用）



新幹線公害訴訟

原告尋問始まる

しんかんせんすきでもかみなりみたいでいや

小一少女が騒音訴え

絵日記に〝小さな願い〟

名地裁

（毎日新聞　1978 年 5 月 26 日）

（３）工場による空気の汚れ、騒音、振動問題

中川区の鋼材製造工場で、ひどい時には20メートル先の家が見えないような空気の汚れ、大型爆弾が破裂したかとも錯覚する騒音、身体が浮き上がるほどの振動が発生し、生活環境に被害をもたらしました。

年代	ことがら
1961年（昭和36年）	周辺７町内会の住民が問題解決のための団体を結成。
1962年（昭和37年）	2,462名の署名により、国、県、市等に要請行動。
1965年（昭和40年）	住民が名古屋地方裁判所へ訴えを提起。
1967年（昭和42年）	県と市が工場に対して改善命令を発令。
1971年（昭和46年）	工場から出る空気に有害な物質が見つかり、住民の健康診断を実施。
1972年（昭和47年）	裁判において原告（住民）が勝訴。一定以上の排出ガスの差止めと慰謝料が認められる。
1972～75年（昭和47～50年）	工場の負担によって、住民の健康診断などを実施。
1974年（昭和49年）	県・市の立会いのもと、住民と工場で公害防止協定を締結。
1975年（昭和50年）	工場の倒産。



中川区の

改善命令出る

ばい煙規制法初適用

愛知県公害課と名古屋市公害対策課は二十日、名古屋市中川区福川町[illegible]に対し、ばい煙の排出規制に関する法律と県公害防止条例に基づき、同社から出るばい煙と騒音を基準に適合させるようそれぞれ改善命令を出した。ばい煙の排出基準に関する法律に基づく改善命令の発動は愛知県下で初めて。また県公害防止条例に基づく騒音の改善命令は、ことし七月十九日、名古屋市中川区の[illegible]河に対して行なったのについで二回目。

[illegible]の復気炉から出るばい煙に対し、県公害課はこれまで集じん装置を設置するよう行政指導し、同社も一億二千万円でことし六月集じん装置を完成した。ところがこの集じん装置を動かしたところ深夜で七〇―七五ホン（県条例による騒音の深夜基準は六〇ホン以下）の騒音が出たため、この始動を禁止、防音工事をするよう指導してきた。

同社は集じん装置の設置個所も、工場中央部に移転するとともに、一月三十一日を目標に、防音工事を進めている。

（毎日新聞　1967年12月21日）

メモ

（４） 工場による騒音、振動問題

中川区の鉄工所において、エアーハンマーによる騒音・振動が発生し、生活環境に被害をもたらしました。

年代	ことがら
1961 年（昭和 36 年）	市に騒音・振動についての相談が寄せられる。県と市が協力しながら、工場の移転を含め対策の推進を図るが、完全な防止対策が難しい状況が続く。
1966 年（昭和 41 年）	町内会で公害対策委員会が組織される。
1967 年（昭和 42 年）	県と市が工場に対して改善命令を発令。工場が基礎工事を行い、振動が条例の基準内となる。騒音は依然として基準をこえる。
1968 年（昭和 43 年）	8 世帯 36 名が原告となって損害賠償請求の訴えを起こす。
1970 年（昭和 45 年）	裁判において原告（住民）が勝訴。被告控訴、1972 年（昭和 47 年）和解。
1975 年（昭和 50 年）	工場の移転。

メモ



県、初の改善命令

中川区 騒音と振動の鉄工所に

鉄鋼加工するさい大きな音と振動を出し、付近から苦情の絶えなかった名古屋市中川区福川町[illegible]にたいし、名古屋市は二十日、愛知県公害防止条例にもとづく施設改善命令を出した。

同条例にもとづく改善命令が出されたのは、愛知県下でこれがはじめて。同鉄工所は鉄棒を切断、加熱して四分の三トエア・スタンア・ハンマーで成形しているが、そのさい大きな音と振動を出している。

騒音は工場の敷き地から五メートル離れた地点で、九二ホン、振動は毎秒八・四ミリ、具体的にいうと付近の家のタナの上にある品物がおどり、落ちるというひどさ。同条例の工場地域（最高限度）である七〇ホン、毎秒一・二ミリの基準をはるかに越えている。

このため三十六年ごろから、地元に強い反対運動が起こり同鉄工所公害対策委員会までつくられている。県、市でも二千万円の融資と土地の購入に協力、六月末までに港区内へ移転を話し合っていたが、鉄工所側の内部事情からご破算となった。

さる四月、同条例に騒音のほか振動基準が加えられたため、これにもとづいて改善命令が出された。期限は十月三十一日までとなっており、これに違反した場合は告発か、県公害審査会と協議して操業の一時停止命令が出される。

―中川区福川町

中日新聞 1967 年 7 月 20 日